

『明六雜誌』の発行と廃刊について

秋 山 勇 造

1

『明六雜誌』は明治六年七月にアメリカから帰国した駐米代理公使森有礼が欧米での知的体験をもとに、日本の教育改革を目指して同年八月に同志とともに設立した學術結社「明六社」の機関誌である。

維新の変革によって近代国家建設への第一歩を踏み出した日本にとつて、国民全体の知的レベルの向上、教育改善の必要を痛感した森は、海外の学会やクラブで一流の学者、知識人と交流した経験から、旧來の日本の学者の孤立、閉鎖性を打破して、学者間の学究的交流を促すために學術結社の設立を企てたのである。その構想を実現するために、帰国後間もなく彼は西村茂樹を訪ねた。のちに修身学社を創立し、日本弘道会の会長として新しい道德強化運動を推進した西村は、その回想録『往事録』（明治三八年七月 西村家図書館）の中でこのときの森の論旨をつぎのように紹介している。

「米國にては学者は各其學ぶ所に従ひ、学社を起して以て互に學術を研究し、且講談を為して世人を益す、本邦

の学者は何れも孤立して、互に往来せず、故に世の益をなすこと甚少なし、余は本邦の学者も、彼国の学者の如く互に学社を結び、集会講究せんことを望む、且本邦近年国民の道德衰頹して、基底止する所を知らず、是を救済するは老学士を措きて他にあるべからず、故に今一社を結び、一は学問の高進を謀り、一は道德の模範を立んと欲すと。

相談をうけた西村は、「余其事の可なるを賛す、因て兩人相議して都下の名家に謀らんことを約す」と応じて、都下の名家に森の案を伝えることを約束している。西村のいう都下の名家には、福沢諭吉、中村正直、加藤弘之、津田真道、西 周、箕作秋坪らの名前が挙げられているが、西村を介して森の構想がこれらの人たちに伝えられ、彼らの賛同を得て結社の設立が実現に向かったのである。

このように「明六社」は森有礼と西村茂樹の二人を中心にして具体化され、西村が推挙する名士の協力を得て組織化が進められ、社則を整えて正式に発足し、ここに欧米のクラブや学会に範をとったわが国最初の学術結社「明六社」が誕生したのである。そのメンバーは、森と西村を筆頭に、中村正直、津田真道、西 周、福沢諭吉、神田孝平、加藤弘之、箕作秋坪、箕作麟祥、杉亨一ら約三〇名で、彼らの多くは幕末維新期にすでに海外に留学して洋学を修め、幕府の洋学機関である蕃書調所、洋書調所、開成校などの役職についた人たちであった。年令は森が二六歳で一番若く、箕作麟祥二七歳、加藤三七歳、福沢三九歳、中村四一歳、西と津田が四四歳、杉が四五歳、箕作秋坪が四八歳であった。

設立翌年の明治七年三月に明六社の機関誌『明六雑誌』が刊行された（社が設立された明治六年に因んで雑誌の名前がつけられた）。発行所は郵便報知新聞社で、月二回ないし三回発行された。半紙半截二つ折り（縦一八センチ、横二二センチ）で、二〇頁余、五号活字で三〇字詰一三行、全文が漢字と片仮名で書かれていた。内容は政治、経済、法律、社会、教育、宗教、風俗など多岐にわたっており、啓蒙思想誌特有の百科全書的趣が全篇に漂っているが、各自がそれぞれのテーマを常識的に解説するのではなく、学問的に論じようとしており、会員たちの啓蒙家としての見識がみられる。

文学関係の記事が少ないのは、実学優先の時代を考慮すれば不思議ではないが、第二五号の西 周の「知説」五は、当時の日本人がほとんど知らなかった文学用語を数多く紹介、解説したいわば小型の文学概論で、これが坪内逍遙の『小説神髓』の先駆をなしていたことがわかる。

倍根（ベイコン）、霍畢士（ホップス）、ス邊設（スペンサー）などの哲学者、さらに詩人のブラウニングやバーンズの所論を翻訳紹介した中村正直の「西学一斑」（第十号）も注目すべき論文である。西 周は「洋字ヲ以テ国語ヲ書スルの論」を第一号に掲げて、文旨をなくし開明を進めるためには日本語をローマ字で表記すべきだと主張している。また、のちに（明治一六年七月）大槻文彦、物集高見らと「かなの会」を起し国語改良運動に尽力した清水卯三郎が第七号の「平仮名ノ説」の中で、日本語を平仮名で書くことを唱え、「凡ソ読者ノ解リ易ク言語一様ノ文章ヲ記シテ……」と言っており、杉享二や西 周の論文に「ゴザル」調が用いられているなど、ここに早くも

言文一致体の萌芽がみられ、その後の「ローマ字会」の設立(明治一七年二月)とその機関誌『Romaji Zasshi』(『羅馬字雜誌』)の発行、さらにそこから山田美妙らの言文一致の運動へとつながっていく近代文章成立の過程がみられるのである。

『明六雜誌』の発行部数は、明六社創立一周年に当って森が同誌の第三〇号に載せた「明六社第一年回役員改選二付演説」の中に「毎号三千二百五冊余……」とあるから、この時代としては驚異的な売行きで、価格は一冊三銭―五銭(多くは四銭)であったから、利益もきわめて大きかったはずである。同じ森の「演説」の中に過去一年間の「明六社活動・収支表」があり、それにはつぎのように記されている。

収入之部		支出之部	
明六雜誌 (第一号―一九号)	六三三円八二銭五厘	食料	二二四円八四銭
社中醸金	八一円五〇銭	雑費	五円六〇銭八厘
同上利子	三円三三銭二厘	雜誌検印料	二二円七二銭八厘
		謝金	二〇円
計	七二七円六五銭七厘	計	二六二円一七銭六厘

これによって収入から支出を差引くと四五五円四八銭一厘となり、雑誌による年間収入は諸経費を差引いてもきわめて大きかったことがわかるが、これが明六社の活動を一方で支えたものと思われる。

『明六雑誌』が発行された翌年（明治八年）の六月二十八日に、明治新政府は言論、出版の統制を強化するために『^{ざんぎやうつ}明六雑誌

誹謗律、新聞紙条例などの条例を公布した。これは明六社の円滑な運営にとつて有形無形の障害になった。薩長新政府の言論統制はこれより先に早くも明治二年三月二〇日に新聞紙印行条例を公布したことはじまる。当時はまだ維新の混乱がそのまま尾を引いており、旧幕臣や一般民衆の批判と反抗を恐れた新政府は、新聞の発行を免許制にし、編集者の責任の明確化、記事制限などを規定することによつて自らの体制の安定維持をはかったのである。

この条例に最初に触れたのが福地源一郎（桜痴）で、彼は追いつめられた幕臣の最後の抵抗として、ほとんど独力で『江湖新聞』を発行し、一人で記事を書き、新聞を刷って薩長の藩閥政治を攻罵した。その記事内容が当局の忌諱にふれてついに彼は国事犯として拘引投獄された。この間の事情については、後年彼が書いた回顧録『懐往事談付新聞紙実歴』（明治一七年）の中に詳述されている。

その後時代の進展とともに、新しいメディアとして新聞、雑誌が続々と出版されるなか、政府の機構も次第に整備され、出版統制も漸次強化されて行つた。しかし、政府は新聞雑誌が果す社会的役割とその効用を知っており、それを自らの宣伝機構に組み入れるために、新聞雑誌の刊行を奨励するという側面も持つていた。つまり政府は奨励と統制という矛盾を抱えて言論出版に対応せざるを得なかつた。

しかし、絶対主義的政権樹立を目指す薩長政府の下では言論出版の完全な自由はあり得ず、統制の強化は必至で、言論出版に携わる人たちは早くから政府の真意と社会の風潮を察知していた。こうした重苦しい情況のなか、明治

八年六月二八日に太政官布告として讒謗律と新聞紙条例が公布された。前年の明治七年一月に板垣退助らが民選議院（国会）設立の建白書を提出して以来、自由民権を唱える人たちが激増し、その対応に窮した政府は言論の統制を強化することでこころした動きを封じようとしたのである。ところで、この讒謗律というのは内容がすこぶる杜撰で、例えばその第一条第一項には、「凡ソ事実ノ有無ヲ論ゼズ人ノ榮譽ヲ害スベキノ行事ヲ摘発公布スル者之ヲ讒毀トス」として禁獄三月以上六年以下、罰金五十四円以上千円以下を規定しているが、この条文を現在の人間の頭脳で解釈すると、榮譽ある人は如何なる非行を犯しても、証拠の有無にかかわらず一切咎められることはない、ということになる。

しかし讒謗律は同時に公布された新聞紙条例によって補強され、細目において統制が強化された。すなわち、新聞雑誌類は今後必ず管轄する内務省（明治六年設置）に発行許可を申請し、無許可で発行した場合は発行禁止は無論のこと、印刷機を没収するというのである。

さらに新聞雑誌に掲載する論説、記事のほか、投書にも執筆者の署名を要するなど、さまざまな義務が課せられている。

条例はお粗末でも、ともかく言論人にとっては恐怖の時代がはじまったわけで、各紙とも厳しい処分を恐れて記事の筆鋒は鈍り、盛り上りつつあった民権論も急に下火になりはじめた。

福沢と中村以外は、社長の森をはじめ社員のほとんどが政府官僚、またはその筋の人材で占められていた明六社では、いっそう複雑な気持で事態の成行きを見守らざるを得なかった。

『明六雑誌』の発行が八年の六月二十五日に第二九号を出したあと一時中断しているのは、出版中止か継続かをめ

ぐつて社内でも激しい議論が交わされたことを暗示している。そして八月に発行が予定されていた第四〇号は結局発行延期になった。夏休中の社員の動揺は、休み明けの最初の定例会（九月一日）で一気に頂点に達し、遂に福沢の「明六雑誌の出版を止るの議案」が提出されて明六雑誌の出版中止が決定された。『郵便報知新聞』第七六八号（明治八年九月四日）の社説は九月一日の明六社集会において福沢の議案に一同が同意したことを伝え、以下のような建議案の内容を掲載した。

「本年六月発行の讒謗律及び新聞条例は、我輩学者の自由発論と共に両立すべからざるものなり。此律令をして信に行はしめなば、学者は俄に其思想を改革するか、若しくは、筆を閑して発論を止めざる可からず。

我明六社設立の主旨は社則第一条に記する如く、同志集会して意見を交換することなり、又此意見を談論演説して之を雑誌に出版することなり、而して設立以来、社中に行はれたる社論演説の趣を見て今後を察するに今後の出版必ず律令に触れざるを期す可からず、加え、社員十に八、九は官吏たるを以て、七月九日第百十九号の官令によれば、発論の制限益窮屈なるを覚ゆるなり……

故に此際当て、我社の決議すべきは、第一、社員本来の思想を俄に改革し、節を屈して律令に適し、政府の思ふ所を迎えて雑誌を出版するか、第二、制律を犯し条例に触れ、自由自在に筆を揮て政府の罪人となるか、唯此二箇条あるのみなれども、目今社中全体の有様を察すれば、両様共に行はれ難かるべし。

右の如く節を屈すること能はず、発論を自由にすること能はず、然ば即ち単に雑誌の出版を止るの一策あるのみ、此一策必ず決して上策に非ずと雖ども苟も学者の社中として、今の律令のために発論の自由を妨げられ、其律令に触るゝことも能はず、亦甘じて節を屈することも能はず、曖昧の中間に在て進退不決の手法を世上に示すは、社の

ために取らざる所なり……」

節を曲げて法律に従い、政府の意を迎えて今まで通り出版を続けるか、それとも自由自在に筆を揮つて政府の罪人となるか、道はこの二つしかない。しかしどちらも実行は困難であろう。

福沢によれば、本来学者の論説は無形の精神から出たものであるから、有形の法令をもつて評価の規準とするとは困難である。例えば人の論に反駁しただけでこれを讒謗と呼ぶ人もおり、政治の得失を論じると直ちにそれを誹毀とみる人もいるだろう。法律の文面でもつて駁と讒、批評と誹毀の区別をすることはできない。結局当局の担当者の考えで判断するほかない。その担当者はすなわち官吏であるから、官吏の考え方の寛と嚴とによつて当然判決に寛嚴の差が生じる。「故に雑誌を出版して我輩の思想を述べるも、之を述べて罪を蒙ると否とは全く之を他人の意に任することなれば、正に人をして我思想を支配せしむるものと云はざるを得ず」、そして「苟も一国政府の下に居り、万一を僥倖して罪を免かれんことを求むるが如き鄙少ひしやうの所業は、社の為に取りざる所なり」として、政府の顔色を窺いながら物を書くくらいならいっそ、「明六雑誌の出版は断然これを止むべきなり」と決断したのである。建議案の最後を福沢はつぎのように結んでいる。

「西洋諸国にては人間の交際、恰も既に熟し既に盛にして、政治も亦唯交際中の一部分なるが如き勢なれば、諸の会社も自から別に一世界を設け、其所論所行、全く政府を外にして自家の為に十分の余地を遺す可しと雖ども、独り我日本に於ては則ち然らず。人間の事物、十に八、九は政府の関せざるものなし。止を得ざるの事情、俄に變ず可らざるの習慣とは雖も、今の日本は日本人民の日本に非ずして政府の日本と云はざるを得ず。此日本國中に住居する学者が、其所論所行に就き悉皆政治上の関する所を避け、毎言に意を注し毎語心を用ひ、歩々路を撰て行かん

とするは、果して事実に於て能す可きや。其状恰も海を渡りて水を見ることなく、山を登りて樹を見ることなきを欲するが如し。必竟東西の事情を詳にせずして、軽率に西洋の一例を持出し、事實に施す可らざるの場所に当て、強ひて之を施さんとするの管見のみ。故に曰く、我明六雑誌の論は今後政治上に閑せざるを期す可らざること既に明なれば、速に出版を止めざる可らず。或は社中意見を述んと欲する者あらば、雑誌の名に頼らずして、人々自から発し、人々自から其責に任ず可きなり」

つまり今後は『明六雑誌』の名前に頼らずに、各自がその責任において、著述、講演を通して自己の所論を世に問うべし、としたのである。

福沢の面目躍如たるものがあるが、会員全員がこの案に賛成していたわけではない。報知新聞に付記されている解説によると、会議の出席者は一三名、欠席者三名で、一三名のうち議案に賛成した者は九名（田中不二麿、津田仙、辻新次、福沢諭吉、古川正雄、秋山恒太郎、箕作秋坪、清水卯三郎、杉享二）、不賛成の者四名（西周、津田眞道、坂谷素、森有礼）であった。当日欠席していた西村茂樹、加藤弘之、中村正直の三名には議案がそれぞれ家に届けられたが、三氏ともこれに賛同した。

結局、社員総数一六名のうち賛成一二、反対四で議案が可決された。

こうして『明六雑誌』の廃刊はきまつたが、そのこと自体は明六社にとって挫折でも敗北でもなかつたはずだ。もともと明六社は論客の集まりというよりは、学者間の交流を促し、「知を広め識を明にする」ために結成された学者の集団であつて、政治家の集まりでも革命家の集団でもなかつた。福沢にすれば、学問と法令とは本来相容れないものであるから、差し当りこの悪法から身をかわして雑誌を廃刊するのもやむを得ないといふ心境であつたら

う。

福沢個人に則して言えば、維新後官途につかず、一貫して野に在つて、「私立為業」に徹してきた彼は、社の中
心人物でありながら、常に一種の異端者でもあつた。『明六雜誌』を發行した報知新聞社自体が、その主筆に剛直
の人栗本鋤雲がおり、福沢と協力して慶應義塾の俊秀を輩下に迎えて自由民権の論陣を張らせ、その後大隈の立憲
改進黨結成後は大隈と福沢の提携によつて報知新聞が自由民権を標榜する改進黨の機関紙になつたことを思えば、
『明六雜誌』の廢刊建議案を読み上げる福沢の胸中には、今後いつそ強まるであろう官と民の対立と自らの前途
を予感した一種特別な感慨があつたに違いない。

こうして日本近代史に最初に現れた學術誌『明六雜誌』は、政治、思想、文化など多方面にわたつて多くの啓蒙
的功績を残し、総冊数四三冊、第四三号（明治八年一月）を最後に廢刊された。